

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

- 日程第1 議第78号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議第79号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議第80号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 2 年第 6 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第 106 条の規定により、9 番 角田寛君、10 番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第 78 号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第 1、議第 78 号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 78 号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、10 月 7 日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第 78 号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表 1 ページを御覧ください。

本条例は、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う方式を取らせていただいております。

今回の改正につきましては、令和2年10月7日付の人事院勧告によります国家公務員の特別給、期末手当の改正に準じまして、議員各位の期末手当の支給割合を年0.05月引き下げ、年4.45月とし、また令和3年度以降は、6月、12月の期末手当支給割合を同率とするものでございます。

なお、期末手当の支給の基準日であります12月1日までに条例を改正する必要がございますので、本日提案をさせていただいたところでございます。

それでは、条文の中身について説明をさせていただきます。

第5条第2項中、期末手当の支給割合についての規定でございますが、「100分の225」を「100分の220」に改めるものでございます。これは、令和2年度分の期末手当につきまして、12月支給分で一括して0.05月分を引き下げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

同じく第5条第2項中、期末手当の割合につきまして、「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものでございます。これは、第1条で令和2年度分につきまして12月支給分で0.05月分を引き下げ、4.45月分といたしました。令和3年度分の改正であります第2条では、6月支給分、12月支給分とも同率の2.225月とし、年4.45月にさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第79号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第79号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、議第78号と同様、10月7日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第79号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表2ページを御覧ください。

本条例は、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う方式を取らせていただいております。

今回の改正につきましても、議第78号と同様、令和2年10月7日付の人事院勧告によります国家公務員の特別給、期末手当の改定に準じまして、特別職職員の期末手当の支給割合を年0.05月引き下げ、年4.45月とし、また令和3年度以降は、6月、12月の期末手当支給割合を同率とするものでございます。

なお、期末手当の支給の基準日であります12月1日までに条例を改正する必要がございますので、本日提案をさせていただきます。

それでは、条文の中身について説明させていただきます。

第5条第2項中、期末手当の支給割合についての規定でございますが、「100分の225」を「100分の220」に改めるものでございます。これは、令和2年度分の期末手当について12月支給分を一括して0.05月分を引き下げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

同じく第5条第2項中、期末手当の割合につきまして、「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものでございます。これは、第1条で令和2年度分につきまして12月支給分で0.05月分を引き下げ、4.45月といたしましたが、令和3年度分の改正であります第2条では、6月支給分、12月支給分とも同率の2.225月とし、年4.45月にさせていただきますものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第80号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第80号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第80号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、10月7日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第80号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表2ページを御覧ください。

この条例につきましては、4条に分けて行う方式を取らせていただいております。

今回の条例改正につきましても、先ほど来申し上げておりますように、本年10月7日付の人事院勧告によります国家公務員の特別給、期末手当の改定に準じまして、一般職につきましては、第1条及び第2条、特定任期付職員につきましては、第3条及び第4条で期末手当の支給割合を年0.05月引き下げ、それぞれ年2.55月、年3.35月に、また令和3年度以降は、6月、12月の支給割合を同率とするものでございます。

なお、期末手当の支給の基準日でございます12月1日までに条例を改正する必要がございますので、本日提案をさせていただきます。

それでは、条文の中身について説明をさせていただきます。

第1条でございます。

垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第19条第2項及び第3項中、期末手当の支給割合についての規定でございますが、「100分の130」を「100分の125」に改めるものでございます。19条第2項につきましては、令和2年度の期末手当について12月支給分で一括して0.05月分を引き下げるものでございます。

同条第3項につきましては、再任用職員の期末手当に関する支給の割合の規定について、一般職の規定を準じておりますので、その割合を改めるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

同じく第19条第2項及び第3項中、期末手当の割合について、「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものでございます。これは、第1条で令和2年度分の期末手当につきまして12月支給分を0.05月分引き下げ、勤勉手当と合わせまして年4.45月といたしましたが、令和3年度分の期末手当の改正でございます第2条では、6月支給分、12月支給分とも同率の1.275月とし、勤勉手当と合わせまして年4.45月にさせていただきますものでございます。

また、第1条と同様に再任用職員の期末手当に関する準用規定の割合についても改めるものでございます。

第3条でございます。

垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第8条第2項中、特定任期付職員の期末手当の支給割合についての規定でございますが、「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改めるものでございます。これは、特定任期付職員の期末手当に関する支給の割合の規定について、一般職の規定を準用しておりますので、その割合を改めるとともに、令和2年度分期末手当につきまして12月支給分で一括して0.05月分を引き下げるものでございます。

続きまして、第4条による改正でございます。

同じく第8条第2項中、期末手当の割合につきまして、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改めるものでございます。これは、第3条で令和2年度分期末手当につきまして12月支給分で0.05月を引き下げ、3.35月といたしましたが、令和

3年度分の期末手当の改正であります第4条では、6月支給分、12月支給分ともに同率の1.675月とし、年3.35月にさせていただくものでございます。

また、3条と同様に、特定任期付職員の期末手当に関する準用規定の割合につきましても改めるものでございます。

附則でございます。

附則第1項、施行期日の規定でございますが、この条例中、第1条、第3条及び附則第2項の規定につきましては、令和2年12月1日より、第2条、第4条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び附則第3項でございますが、垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、附則第2項につきましては、第15条第1項及び第27条中、それぞれフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合についての規定でございますが、「100分の130」を「100分の125」に改めるものでございます。これは、会計年度任用職員の期末手当に関する支給の割合の規定につきましても、一般職の規定を準用しておりますので、第1条の改正に合わせて割合を改めるものでございます。

続きまして、附則第3項でございますが、附則第2項の改正と同様に、第15条第1項及び第27条中、「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものでございます。こちらの改正につきましても、附則第2項の改正と同様に、第2条の改正に合わせて割合を改めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって

令和2年第6回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時22分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 木 村 千 秋